

交通企画課

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年12月16日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第9号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（昭和27年長野県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表の第9号の次に次のように加える。

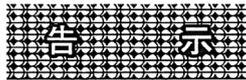
9の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において10日を超えない範囲内で必要と認める期間
---	-----------------------------

第8条第1項の表の第17号中「7月1日」を「6月1日」に改め、同条第2項中「前項の表の第13号」を「前項の表の第9号の2、第13号」に改める。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第651号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消しました。

令和3年12月16日

長野県知事 阿 部 守 一

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
松井 渥彦	長野県大町市八坂15059	令和3年12月7日

税 務 課

長野県告示第652号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和3年12月16日

長野県知事 阿 部 守 一

精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
アイン薬局静岡店	飯山市大字静岡2091-3	令和3年12月1日
クスリのアオキ南高田薬局	長野市南高田1丁目16-1	令和3年12月1日
しなの調剤薬局赤羽店	岡谷市赤羽3丁目7-1	令和3年12月1日
鈴綺薬局栄村	下水内郡栄村北信3587-18	令和3年12月1日
みつばさ訪問看護ステーションたかもり	下伊那郡高森町下市田2964-188 2F	令和3年12月1日

保健・疾病対策課

長野県告示第653号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

令和3年12月16日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

変更前の医療機関の 名称及び所在地	変更後の医療機関の 名称及び所在地	変更した年月日
長野市大岡診療所 長野市大岡乙254-1	長野市国民健康保険大岡診療所 長野市大岡乙254-1	令和3年11月11日
高梨土屋薬局 須坂市大字高梨261	アイン薬局高梨店 須坂市大字高梨261	令和3年11月1日

保健・疾病対策課

長野県告示第654号

次の区域を長野県産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第2条第1項第1号のオに規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

令和3年12月16日

長野県知事 阿部 守一

安曇野市豊科400番1、400番2、448番1、豊科高家6010番4及び6010番11

産業立地・IT振興課

長野県佐久建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和4年1月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年12月16日

長野県佐久建設事務所長 中田 英郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 草越豊昇佐久線
- 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
北佐久郡御代田町大字面替字小舟ヶ沢尻434番の3地先から 北佐久郡御代田町大字面替字小舟ヶ沢尻461番の1地先まで	旧	8.6 ~ 28.6 m	0.1404 Km
同 上	新	14.6 ~ 43.5	0.1373

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和4年1月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年12月16日

長野県松本建設事務所長 藤本 済

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 矢室明科線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
松本市会田字山王1183番の2地先から 松本市会田字前畑3989番の1地先まで	旧	m 6.8 ~ 16.0	Km 0.4115
同 上	新	9.6 ~ 19.2	0.4115

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第37号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和4年1月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年12月16日

長野県飯田建設事務所長 細川 容 宏

- 1 路線名 伊那生田飯田線
- 2 供用を開始する区間
下伊那郡松川町元大島2800番の15地先から
下伊那郡松川町元大島2673番の2地先まで

下伊那郡松川町元大島2595番の3地先から
下伊那郡松川町生田638番の6地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和3年12月19日

道路管理課

選告示第93号

昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部を次のとおり改正します。

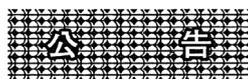
令和3年12月16日

長野県選挙管理委員会委員長 北 島 靖 生

34,598	34,566
316,236	316,037
110,808	110,701
71,991	71,936
45,947	45,889
19,223	19,187
43,562	43,500
13,553	13,545
19,046	19,025
11,715	11,701
18,378	18,352

別表中	8,956	を	8,951	に改める。
	17,924		17,893	
	7,646		7,635	
	6,323		6,311	
	21,534		21,529	
	18,483		18,468	
	39,695		39,703	
	20,926		20,904	
	8,283		8,270	
	27,213		27,221	
	6,689		6,682	
	22,612		22,589	
	7,481		7,471	
	8,646		8,640	

選挙管理委員会



公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消しました。

令和3年12月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 免許の取消しをした年月日
令和3年12月9日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及びその者の登録番号
藤巻 英夫
二級建築士 長野第5052号
- 3 免許の取消しの理由
建築士法第9条第1項第2号に該当するため（死亡による）

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

令和3年12月16日

長野県佐久建設事務所長 中田 英郎

- 1 指定番号 佐久第398号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 令和3年11月24日
- 4 指定道路の位置 佐久市三河田字下原502-1、503-1
- 5 指定道路の延長 54.63メートル
- 6 指定道路の幅員 6.04メートル